

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

～水銀対策のさらなる推進に向けて～

はじめに

水銀は常温で液体である唯一の金属元素で、揮発しやすく、様々な排出源から排出されて地球上を循環し、分解されることなく環境中に蓄積します。水銀及びその化合物の中には神経毒性等を有するものもあり、人の健康に有害な影響を及ぼします。先進国では水銀の使用量は減っているものの、途上国では依然利用されており、環境汚染や健康被害が生じるリスクが高いことから、水銀汚染は世界規模での対策が必要な問題です。

こうした中、世界的にも水銀対策を推進する機運が高まり、水銀による汚染から人の健康と環境を保護するため、平成25年10月に水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」といいます。）が我が国において採択されました。水俣条約は、水銀の採掘から貿易・使用・排出・放出・廃棄等に至るライフサイクル全体を包括的に規制するものです。

このパンフレットでは、水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するために制定された**水銀による環境の汚染の防止に関する法律**（平成27年法律第42号。以下「**水銀汚染防止法**」といいます。）について、事業者の皆さまに求められる措置、対応等についてご紹介します。

＜水銀汚染防止法の主な措置内容と対象者＞

対象者	措置の内容（該当条文）
水銀を使用する製品を製造する者	特定水銀使用製品の製造等の原則禁止（第5～12条・附則第3条） （製品の種別別に、平成30年1月1日又は平成32年12月31日施行）
	水銀使用製品に関する情報提供（第18条）（平成28年12月18日施行）
水銀等を貯蔵する者 ※報告の対象は水銀等を30kg以上貯蔵する者	水銀等の環境上適正な貯蔵のための措置（第21、22条） （平成29年8月16日施行）
水銀含有再生資源を管理する者	水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための措置（第23、24条） （平成29年8月16日施行）

水銀汚染防止法ではこのほか、水銀鉱の掘採の禁止、新用途水銀使用製品の製造等の制限、特定の製造工程における水銀等の使用の禁止等が規定されています。

【パンフレットで用いる言葉の定義】

- 水銀等……………水銀及びその化合物
- 水銀使用製品……………水銀等が使用されている製品
- 特定水銀使用製品…水銀使用製品のうち、その製造に係る規制が特に必要なものとして政令で定めるもの
- 水銀含有再生資源…水銀の含有量に関する要件（※）に該当し、かつ水銀の回収等の再生利用が行われるもの（廃棄物処理法上の廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除きます。）であつて有用なもの。

※特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号）別表第3第27号に掲げるもの。例えば、水銀、塩化第一水銀等を0.1重量パーセント以上含むもの、核酸水銀、酢酸第一水銀等を1重量パーセント以上含むもの等。

1. 特定水銀使用製品の製造等の規制

特定水銀使用製品の製造及び部品としての他の製品製造への使用は、特定水銀使用製品の種類によって、平成30年1月1日又は平成32年12月31日から原則禁止となり、特定水銀使用製品を水俣条約で認められた用途のために製造しようとする場合、当該製品の種類ごとに、主務大臣（事業所管省庁）の許可を受ける必要があります。なお、当該製品の輸出入も外国為替及び外国貿易法により水銀汚染防止法と同等の水準の規制が行われます。

<特定水銀使用製品の製造等に係る水銀含有量基準と規制開始日>

	品目	水銀含有量基準	規制開始日
電池	酸化銀電池 (ボタン電池であるものに限る)	1%以上	平成30年1月1日
	空気亜鉛電池 (ボタン電池であるものに限る)	2%以上	平成30年1月1日
	アルカリマンガン電池 (ボタン電池であるものに限る)	基準なし（水銀を使用しないこと）	平成32年12月31日
	上記以外の電池	基準なし（水銀を使用しないこと）	平成30年1月1日
	スイッチ及びリレー	基準なし（水銀を使用しないこと）	平成32年12月31日
蛍光灯※	一般的な照明用のコンパクト蛍光灯（CFLs）	30W以下：5mg超	平成30年1月1日
	一般的な照明用の直管蛍光灯（LFLs）	①60W未満で三波長形の蛍光体を用いたもの：5mg超 ②40W以下で八口りん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの：10mg超	
	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯（CCFL） 及び外部電極蛍光灯（EEFL）	①長さ500mm以下：3.5mg超 ②長さ500mm超1500mm以下：5mg超 ③長さ1500mm超：13mg超	
	一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（HPMV）	基準なし（水銀を使用しないこと）	平成32年12月31日
	化粧品	基準なし（水銀を使用しないこと）	平成30年1月1日
動植物又はウイルスの 防除に用いられる薬剤 ※※	マーキュロクロム液以外の薬剤	基準なし（水銀を使用しないこと）	平成30年1月1日
	マーキュロクロム液	基準なし（水銀を使用しないこと）	平成32年12月31日
	非電気式計測器 (気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計)	基準なし（水銀を使用しないこと）	平成32年12月31日

※蛍光灯の水銀含有量基準はいずれも1本又は1個当たり。

※※薬剤については、チメロサルを有効成分とする保存剤（チメロサル以外の水銀等を含むものを除く。）であって医薬品等に添加されるものを除く。

2. 水銀使用製品に関する情報提供

水銀使用製品については、その廃棄時に適正な分別・排出を確保することが必要です。水銀汚染防止法では、消費者が水銀使用製品の分別・排出を適切に行えるよう、水銀使用製品の製造・輸入事業者は、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報を提供しよう努めることとされています。

なお表示等の情報提供を行う上で参考となるものとして、その望ましいあり方を解説した「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（平成28年9月環境省・経済産業省）を公表しています。また、この内容も踏まえつつ、いくつかの業界団体では表示等情報提供に関する自主ガイドラインを策定しています。

3. 水銀等の環境上適正な貯蔵のための措置

特定の水銀等*1の貯蔵者は、その貯蔵量にかかわらず、貯蔵する水銀等による環境の汚染を防止するため適正な措置を講じる必要があります（下図参照）。また、水銀等の種類ごとに、その年度において事業所ごとに貯蔵した水銀等の最大量が30kg以上である場合に、貯蔵の状況*2に関する報告書を、主務大臣（事業所管省庁）に翌年度の6月末までに提出する必要があります。

- *1 水銀、塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物、硫化水銀並びにそれらの混合物で濃度95%以上のもの、辰砂
- *2 年度当初（施行初年度は施行日時点）の水銀等の貯蔵量、製造した量、引渡しを受けた量、使用した量、引き渡した量、廃棄物となった量、年度末の貯蔵量、貯蔵の目的等

<適正な貯蔵のための措置の例>



- ①水銀等が飛散・流出する恐れのない容器への保管
- ②容器又は包装に水銀等の名称を表示（写真は水銀の例）
- ③貯蔵場所に水銀等の名称を表示
- ④貯蔵場所の施錠（施錠できない場合、周囲に堅固な柵を設置）

4. 水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための措置

水銀含有再生資源の管理者は、水銀含有再生資源が飛散・流出しないようにする等の適正な措置を講じる必要があります（下図参照）。また、その年度において事業所ごとに水銀含有再生資源の管理を行った場合、種類ごとに、管理の状況*3に関する報告書を、主務大臣（事業所管省庁）に翌年度の6月末までに提出する必要があります。

- *3 年度当初（施行初年度は施行日時点）の水銀含有再生資源を管理していた量、生じた量、譲り受けた量、譲り渡した量、処分作業を行った量、廃棄物となった量、年度末に管理していた量、管理の目的等

<適正な保管のための措置の例>



- ①水銀含有再生資源が飛散・流出する恐れのない容器への保管
- ②容器及び保管場所に水銀含有再生資源である旨表示
- ③保管場所の施錠（施錠できない場合、周囲に堅固な柵を設置）

その他の法令による措置

大気汚染防止法

水銀排出施設（石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属（銅、鉛、亜鉛、工業金）製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設）については、設置・構造等の変更の事前届出が必要となるほか、排出基準の遵守、排出ガス中水銀濃度の測定・結果の記録・保存が求められます。また、要排出抑制施設（製鉄用焼結炉、製鋼用電気炉）については、自主的取組として自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存、その実施状況及び評価の公表が求められます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃水銀等が特別管理廃棄物に指定され、処理基準が強化されます（密閉容器に入れて運搬すること、硫化・固型化してから埋立処分すること等）。水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、処理基準等が追加されます（水銀使用製品産業廃棄物について破碎することのないように運搬すること、相当の割合以上に水銀等を含むものは水銀を回収してから処分すること等）。

外国為替及び外国貿易法（外為法）

特定の水銀、特定の水銀化合物、特定水銀使用製品（組込製品含む）を輸出する際に承認を受ける必要があります。特に特定の水銀、特定の水銀化合物の輸出に関しては、輸出後の使用状況の報告が求められます。また、特定の水銀、特定水銀使用製品（組込製品含む）を輸入する際にも、承認を受ける必要があります。

このほかにも、さまざまな法令によって水俣条約が実施されます。

<参考情報>

○環境省

- ◆水俣条約について：<<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>>
 - ・水俣条約の背景、概要、条約実施のための国内対策
 - ・水銀汚染防止法、関係法令
 - ・水銀等の貯蔵、水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン
 - ・水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン
 - ・水銀対策における国際協力
 - ・イベント、説明会等のお知らせ、各種発行物
- ◆水銀廃棄物について：<<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>>
- ◆水銀大気排出対策について：<http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html>

○経済産業省

- ◆水俣条約について：<http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/minamata.html>
- ◆水銀汚染防止法について：
<http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html>
 - ・関係法令
 - ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き
 - ・水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン
 - ・その他関連資料
- ◆特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出入について：
<http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/>

○お問合せ先

- ◆環境省 環境保健部 環境保健企画管理課 水銀対策推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5521-8260 FAX：03-3580-3596 E-mail：suigin@env.go.jp
- ◆経済産業省 製造産業局 化学物質管理課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL：03-3501-0080 FAX：03-3501-6604 E-mail：qqhbbf@meti.go.jp

※報告書の提出に関することについては、それぞれの事業所管省庁にお問い合わせください。